

## [事案 2024-211] 手術給付金支払請求

・令和7年3月25日 裁定終了

### <事案の概要>

3つの手術を受けたにもかかわらず、1回分の手術給付金しか支払われなかったことを不服として、追加で2回分の手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

同日のうちに内視鏡下副鼻腔炎手術、内視鏡下鼻腔手術、鼻中隔矯正術を受けたため、平成16年1月に契約した医療保険にもとづき手術給付金を請求したところ、約款所定の「被保険者が2種類以上の手術を同時に受けた場合、1回の手術とみなす」に該当するとして、1回分の手術給付金のみが支払われた。しかし、以下の理由により、追加で2回分の手術給付金を支払って欲しい。

- (1)それぞれの手術は、同日に行われたが、同時に行われたのではなく、一つの手術が終わってから次の手術が行われている。
- (2)「同時」と「同一機会」では意味が異なる。
- (3)コールセンターに、「どのような基準で1回の手術とみなして給付金が支払われるのか」と問い合わせたところ、「それぞれ別の手術として区分されているかどうかで判断される」との回答であったが、本手術は、それぞれ別の手術として区分されている。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)約款に定める「同時」の意味するところは、同時並行、同時進行のみを指すわけではなく、同一時期も含まれるところ、当社は同一時期（同一機会）として解釈している。
- (2)コールセンターの履歴によれば、申立人は、3種類の手術を受ける旨の申し出をしているが、当社は、それぞれが別の機会に行われた手術であることを診断書等で確認できた場合は、別々の手術として支払うことを回答しており、別の機会の例として、午前に手術を受けて一度手術室を出た後、午後に手術を受けた場合がそれに該当することを伝えている。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、申立人に対する事情聴取は行わなかった。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。